

# としまく しょうがい りゆう さべつ かいしょう 豊島区における障害を理由とする差別の解消の

## すいしん かん たいおうようりょう 推進に関する対応要領

この要領には、しょうがいしゃさべつかいしょうほう き まと としまくやくしょ はたら  
この要領には、障害者差別解消法の決まりに基づいて、豊島区役所で働く

しよくいん できせつ たいおう ひつよう か  
職員が適切に対応するために必要なことが書かれています。

1 しよくいん しょうがい ひと たい せいとう りゆう しょうがい りゆう さべつ  
職員は、障害のある人に対して、正当な理由なく障害を理由に差別をし  
てはなりません。(ふとう さべつてきとりあつか きんし  
てはなりません。(不当な差別的取扱いの禁止)

2 しよくいん しょうがい ひと しゃかい なか と のぞ たいおう  
職員は、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために対応  
を必要としていると伝えられたとき、ふたん おも はんい たいおう  
を必要としていると伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応をしな  
ければなりません。そのとき、しょうがい ひと せいべつ ねんれい しょうがい じょうたい  
ければなりません。そのとき、障害のある人の性別や年齢、障害の状態  
かんが ひつよう たいおう ごうりてきはいりよ ていきょう  
を考えて、必要な対応をしなければなりません。(合理的配慮の提供)

3 しよくいん かちょうそうとうしよくいじょう ひと ひごろ しょうがいしゃさべつ かいしょう  
職員のうち、課長相当職以上の人は日頃から、障害者差別の解消につい  
て、しよくいん し しどう そうだん もんだい お  
て、職員に知らせ、指導しなくてはなりません。また、相談や問題が起き  
るときには、すぐにたいおう  
た時には、すぐに対応しなくてはなりません。

4 障害のある人などから相談があったときは、それぞれの窓口で適切に対応  
します。相談を受けるときは、性別や年齢、状態等を考え、障害のある  
人が他の人とコミュニケーションするときに必要な方法をできるだけ用意  
します。障害福祉課は、相談を受けるほか、それぞれの窓口へ助言し、相談  
等のとりまとめをする。

5 障害者差別の解消を進めるため、障害者差別を解消するための取組を  
行うネットワークである障害者差別解消支援地域協議会を置きます。

6 障害者差別の解消を進めるために、研修やマニュアルなどで、職員が  
障害のことについて理解し、障害のある人に対応できるようにします。